

令和6年度第2回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会 議事録

開催日時：令和7年1月24日13時30分から14時30分

開催場所：多目的棟会議室

出席委員：佐久間委員・高橋委員・市川委員・岩下委員・白濱委員・小竹委員
内田委員・山田委員・河島委員

オブザーバー参加：千葉家庭裁判所 岩楯主任書記官

【福祉総合相談課 春田課長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催いたします。

本日司会を務めます、福祉総合相談課長の春田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本協議会は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定に基づき、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめ、ご了承ください。

なお、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。

続きまして、欠席委員についてご報告いたします。本日、近隣医療機関等連携協議会の水野委員、障害者基幹相談支援センターの藤平委員より、欠席の連絡をいただいております。続きまして、オブザーバーといたしまして、千葉家庭裁判所より岩楯健司様に御出席いただいております。ひと言ご挨拶をいただければと思います。

【岩楯主任書記官】

千葉家庭裁判所、後見係主任書記官の岩楯と申します。日頃から皆様方にはご協力いただきまして、ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【福祉総合相談課 春田課長】

次に配付資料の確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、資料①八千代市権利擁護連携支援センターの取組状況について、資料②地域包括支援センターでの相談状況等について、資料③基幹相談支援センターでの権利擁護に関する相談状況等について、資料④八千代市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について、以上となります。

皆様、資料のほうは大丈夫でしょうか。不足がございましたら、お申し出ください。次に、お手元のマイクの使用方法について説明いたします。発言する際は、お手元のボタンを押して、赤いランプが光りましたら発言をお願いします。別の方がボタンを押すと自動で消えます。

最後に本日の協議会ですが、14時30分の閉会を予定しており、その後、15時から交流会を開催いたします。長時間にわたり、お時間を頂戴いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。佐久間会長お願いいたします。

【佐久間会長】

それでは議題に移らせていただきます。議題1、中核機関の取組状況の報告について、まず、八千代市権利擁護連携支援センターの河島委員、報告をお願いしますでしょうか。

【河島委員】

それでは、まず、八千代市権利擁護連携支援センターの取り組み状況についてご報告させ

ていただきます。資料は、お手元にある資料①となります。

まず、相談状況についてですが、項目1にある通り、新規相談は11月末時点で71件でした。昨年の11月末時点では、63件でしたので、少し増えました。また、表には記載していませんが、継続相談を含めると、昨年度の11月時点は89件、本年度は107件でした。相談実績の集計については、昨年度までは新規相談と継続相談の集計をしておりましたが、中核機関の開設に伴い、今年度からは、相談経路や相談内容、案内した制度等についても調査を開始しております。相談経路については、本人・親族からが33件、包括やケアマネ、市役所等の関係機関からが38件です。包括や病院からのご相談はそれぞれ4件でした。相談内容は、成年後見制度の関係が56件、相続遺言などの将来不安に対する相談が8件でした。その他は7件で、うち2件は、市民後見人の養成研修に関わる問い合わせであり、他は、後見等とは関係のない相談でした。

なお、市民後見人養成研修に関する問い合わせについては、本年度及び次年度は養成研修を実施しないため、日常生活自立支援事業の生活支援についてご案内し、すでに1名の方が研修を受け、生活支援員として活動していただける運びとなりました。将来不安に関する相談については、昨年度までは集計をしていないため、あくまでも印象になりますが、相談は増えてきているように感じます。相談後、申立てに至ったのは、合計11件で、委任契約によるものが4件、市長申立てが6件、申立書作成支援によるものが1件でした。申立書の作成支援の1件は、7月に、病院から親族申立てについて相談を受けたものです。受付後は、申立人の自宅で作成支援を行いました。申立人さんだけでは作成が困難な状況でしたので、他の親族にも協力を仰ぎ作成等に関わっていただきました。申立てに至ったのは10月、審判は11月でした。

申立て支援や制度利用をしたいというご相談を受けた場合には、必ず、千葉家裁のHPにある、「申立て前の留意事項」について説明をしています。また、メリットの感じない後見制度の利用にならないよう、後見制度の利用の必要性の有無についても確認させていただいております。相談傾向ですが、中核機関となって相談窓口は、二次相談窓口となりましたが、成年後見制度を知りたい等の一般的な相談や将来不安に関する相談にも対応しています。主に、ご本人からの相談がそのような傾向にあります。地域包括支援センターやケアマネジャー等、関係機関からのご相談は、後見制度が必要であると見立てた後に、相談をつないでいただいていることが多いです。相談時に案内した機関は、主に、法テラス、リーガルサポート、弁護士会、公証役場等となります。相談後に連携した機関は、主に、福祉総合相談課、地域包括支援センター、ケアマネジャーが多いですが、本年度は、この協議会や、この後ご報告させていただく「権利擁護支援ケース検討会」の実施により、専門職の方々とのつながりができましたので、直接、先生にご相談させていただくことが増えました。

次に、権利擁護支援ケース検討会についてご報告いたします。開始したのは7月からであり、奇数月の第4火曜日に実施しております。対象事案は市長申立事案の他、対応困難事案についても対象としております。また、市長申立ては申立て前に上程するのが望ましいですが、申立ての遅延を防ぐことや、今後の業務に活かすため、申立て後の案件についても、上程させていただいております。表にある通り、対応困難事案は1件となっておりますが、市長申立ての事案においても、対応困難な事案が含まれることがあります。例としましては、9月に上程した市長申立て案件の1件がそうであり、11月にも引き続き上程させていただいております。内容の詳細は控えますが、概要としましては、入院患者に関する病院からの市長申立相談です。病院としては、本人の身上保護、転院手続きのため、市長申立てが必要であるという判断でしたが、本人には親族がおり、その親族の方が身上保護を全く行っていないということではなかったため、判断に迷う事案でした。また、市長申立てを進めないことによる、法的な問題等も含め、委員の方からご助言をいただきました。

11月の対応困難事案は、本人が後見人等に預金を管理されることに強い拒否があり、そのことで、本人が後見人等に電話や暴言を繰り返したり、警察に通報して後見人等が呼び出されたりすることがあり、後見人等が困り果て、また、精神的な負荷や、本人との関係が築

けず支援もままならないとして、辞任申立てがなされた案件でした。検討会では、新たに選任される後見人等の専門性や体制等についてご意見をいただきました。また、中核機関が取り組むべきチーム支援についてもご助言をいただきました。なお、この検討会は、本年度、中核機関が設置されたことにより始まった会議体であり、弁護士や司法書士、社会福祉士、行政といった、日頃から権利擁護支援にとりくむ方々のご協力を得て開催しております。検討会では、成年後見制度の必要性の有無や、市長申立ての必要性の有無、後見人と被後見人等のマッチング、後見人等に必要となる支援等について、ご助言等をいただける機会となっております。また、支援を必要とする本人のみならず、権利擁護支援に取り組む関係機関等にとっても、大変有効な場であるため、検討会をご活用いただければと思いますので、周知に力を入れていきたいと考えています。

次に研修会や勉強会についてですが、市民・団体向けとしては、地域のサロンと民生委員・児童委員協議会で、主に後見制度や日常生活自立支援事業について説明しました。参加者は合計40名でした。また、9月の2回は、社会福祉協議会で実施しているコミュニティーFMのラジオ番組内で、制度や権利擁護支援センターについて、リスナーにむけ、説明させていただきました。関係機関向けとしては、地域包括支援センターの権利擁護業務会議と、在宅介護医療連携支援センターの研修会において、法定後見や任意後見制度等についてご説明させていただきました。参加者は合計で84名でした。研修会等実施後、参加者から数件、制度利用相談がありました。また、相談にはつながっていませんが、支会の方、これは他市でいうと地区社協の協力員さんになりますが、自分が対象になりそうな人を発見したり関わったりしたとき、実際にどのように関わったらよいか等の疑問に気づき、また勉強会を行ってほしいという依頼が入りました。勉強会等では、「後見制度とは」のような制度説明というよりは、後見制度を利用することでどのように本人の生活が変わるか、後見人等がどんな役割をもち活動をしているかについて、事例を通して、わかりやすい説明になるよう努めています。

市民後見人養成研修の取り組みについては、平成30年度と令和4年度に各回、3年間の養成研修を実施し、合計16名の方が受講し、11名の方が修了しました。1期生8名の修了生の内、5名の方が市民後見人となり、3名の方が後見支援員となりました。2期生においても、3名の修了生の内、2名が後見支援員として活躍していただいております。養成研修は3年ごとの開講を予定していたため、本来であれば、来年度、令和7年度に実施するところですが、受講生数が少ないことや年度により業務負担量の差が大きいこと等から、次年度は、行政と養成の方針やカリキュラムの見直し等を行っていくこととし、開催は見送ることとなりました。また、これまで、養成研修は、市民後見人になるということを目的とした方を受講対象としていましたが、地域の中には、自分のできる範囲で地域貢献をしたいとの思いを持った方もおりますので、次年度は、権利擁護サポーターという、権利擁護支援を必要とする人に気づき、必要な関係機関につなげていただける方々を地域の中に増やしていくという取り組みを行いたいと考えています。いずれは、このサポーターの方々から、日常生活自立支援事業の生活支援員や成年後見の支援員、しいては市民後見人の活動につながっていければと思っておりますが、まずは、地域貢献をしたいという希望を持った方々に、その活躍の場が提供できるよう準備していきたいと考えています。

法人後見の受任状況について、11月時点では、14件の受任となっており、現時点でも、合計は14件となりますが、その内訳には変化がありました。まず、市民後見人が受任していた被後見人2名が逝去されました。1ケースについては、清算人申立てを行い、引継ぎが完了しましたが、あとの1ケースは、相続放棄等もあり、財産の引継ぎが終了していない状況にあります。そのため、件数としては4件となります。次に、後見人等の新規受任が1件あったため、後見人等は10件となりましたが、被後見人が1名逝去されており、こちらのケースも、相続人の所在が不明なため、財産の引継ぎができていません。そのため、件数としては、後見人等は10件、監督人は4件で、合計14件となっています。なお、市民後見人が受任していた被後見人のご逝去により、受任して下さっていた市民後見人の方に、再

び、後見支援員としての活動を打診し内諾がありましたので、当月、1月より、再び雇用契約締結し、次に受任していただきたい被後見人の支援に関わっていただいております。八千代市では、当会の受任ケースを市民後見人へリレーする方式をとっておりますので、市民後見人の養成と受任のバランスを計画的に進める必要があります。また、今年度より、先ほどご報告させていただきました「検討会」が実施されていますので、市民後見人へのリレーに際しては、検討会で、辞任と選任について上程し、ご意見をいただくこととしています。

関係機関との連携、ネットワークの構築については、顔が見える関係づくりと相談体制強化のため、民生委員・児童委員協議会、MSW ネットワーク会議、自立支援協議会、計画相談員会議に参加しました。また、連携を深めるため、本年度より、地域包括支援センターの権利擁護業務会議の定例会に毎月参加しています。

次に、日常生活自立支援事業の利用待機者増や成年後見制度への移行の課題を解消するため、本年度より、専門員会議の毎月の定例会に参加しており、必要に応じて、専門員と同行し、制度説明や移行のタイミングについて検討しています。権利擁護支援センターにとっては、この推進協議会等の実施により、専門職の方とのつながりができたことで、専門職の方に相談がしやすくなり、相談の引継ぎも円滑に行うことができるようになりましたので、大変感謝しておりますが、皆さまには、ご負担をおかけしてしまい、すみません、今後とも、何卒よろしくお願ひします。

日常生活自立支援事業の運営状況については、この表のとおりとなっております。課題と今後の取り組みとして、本年度から一次相談窓口、二次相談窓口という、相談窓口の役割が示されましたが、まだまだ周知は不十分であると感じていますので、今後、近隣の病院等へ広報していきたいと思ひます。また、まだしっかりとした振り返りはできていませんが、支援チーム作りや支援チームへの介入について課題があるように感じています。今後、中核機関が招集する会議の開催等の取り組みについて研鑽するとともに、関係機関の協力を得ながら、利用者や支援者が抱えた課題解決に取り組んでいきたいと思ひます。

権利擁護支援ケース検討会については、市長申立て事案だけでなく、対応困難事例も対象としていますが、現在、関係機関からの相談はありません。また、2か月毎では適切な時期に相談ができないのではとの声もありましたので、次年度は、市民だけでなく関係機関等も専門職に相談することができる場として、「成年後見制度弁護士相談」を年6回、偶数月に実施したいと考えています。

市民後見人養成研修については、先ほど、ご報告しましたので割愛します。以上が、権利擁護連携支援センターからのご報告となります。

【福祉総合相談課 品川主査】

まず、包括の相談状況等について報告します。資料②をご覧ください。中核機関の設置に伴い、今年度から相談の傾向を分析するため、どういった方がどのような経緯で、どんな相談をしたかについて、包括でまとめてもらっています。昨年度までは新規相談件数のみ統計をとっており、令和5年度の新規相談の総数が3月末時点で85件でした。現在80件ですので、包括に入っている相談件数は増加傾向にあります。各包括での相談件数は、最少5件、最多24件となっています。当初、同じアウンスでまとめてもらっているのですが、少し計上しているケースに差があるようなので、年度末までには調整していければと思ひます。次に相談の内訳は、当たり前ですが、成年後見制度が8割弱を占めております。前年度からの内訳との比較では、日常生活自立支援事業の相談が少し多くなっている傾向があります。以前に比べて、若干、待機期間が短くなったことも一因かもしれません。相談者の内訳は、このようになっております。相談内容からみると家族やケアマネは既に認知症などにより課題が起こってしまっているのに対し、ご本人の場合は、身寄りが無い、将来が不安といった形での相談が多くなっています。元気なうちに、選択肢があって、自分で決められる仕組みは必要になってくるかと思ひます。包括で相談を受けた際に案内した制度としまして、後見制度がメインとなっています。なかなか家族信託などの話まではできていない現状

のようです。繋げ先としましては、当市の傾向として、もともと、各包括でなのはなさんとの関係が出来ているところが多いことから、そちらに繋げることが多いようです。また、福祉総合相談課が各包括の後方支援をしていて地区担当も配置していることから、そこにも繋がってきています。市長申立の絡みもあります。当課と連携支援センターの役割が重複している部分もあり、今後、整理が必要かと考えております。

各包括から聞いている話として、ご本人からの相談として身元保証や終身サポートも増えていると聞いていますが、まだまだ事が起こってからの相談が多いようです。また、相談があっても単発で終わっていることが多く、今回、3か月後の経過も確認してもらっていますが、なかなか後追いまでは難しい現状があり、その辺りは課題かと考えております。

次に障害者支援課の基幹相談支援センターが本日欠席ですので、私から基幹相談の状況について報告します。

資料③の障害者支援課の基幹相談の相談件数についてというものをご覧ください。

八千代市は、基幹相談支援センターが現在直営で、障害者支援課内にございます。今年の4月から基幹相談の担当職員3名配置しており、相談件数としては9件、大体月に1件程度のペースでの相談が入っているということでした。相談内容の内訳としては成年後見制度の相談が大半を占めているのですが、相続に関する相談もあつたりするそうです。状況としては、入院中に保護者と連絡がつかなくなったということがあつると聞いております。

相談者の内訳ですが、親亡き後の障害者の生活を心配する家族からの相談が大半を占めるという状況と聞いております。案内している制度や相談後の連携先というのはこちらに書いてある通りです。相談後の連携先ですが、法テラスを案内していることが比較的多いようで、社会福祉協議会の権利擁護連携支援センターや私どもの福祉総合相談課の繋がりというのは、今のところあまりないような状況でございます。今後そこら辺の連携が必要だと思っております。

障害者支援課としても、今後、ご両親とかの高齢化が見込まれて相談も増えるのではないかとあつるところで見込んで、今後も対応していくと聞いております。以上が地域包括支援センターと、基幹相談支援センターの相談状況となります。

最後に、資料はありませんが福祉総合相談課として、ケース検討会等を実施してみて感じていることなどについて報告いたします。

中核機関設置後の相談や周知の状況についてですが、権利擁護連携支援センターと包括・基幹の一次、二次相談窓口の役割としては、若干周知がすすんできた印象がありますが、まだ病院関係などを中心に十分ではない印象を受けます。長期入院、長期入所している8050ケースが市長申立しかない状態になってから繋がってくることも多く、そうなる前に制度利用できるような周知や勉強会の実施も必要かと感じます。また、生活支援課や障害者支援課などの庁内周知も十分ではない印象です。センターや制度の周知は、ケース支援を通じて口コミで広がる人が多いことから、多くの機関と関わって成功事例を積み重ねていく必要があるかと考えております。

ケース検討会については、法律の専門家や実際に後見人として活動されている方のご意見を聞くことで、後見の必要性や課題について客観的なご意見を聞くことができることはかなり大きなプラスに働いています。また、本人の権利擁護を推進するために、本人申立ての可能性を可能な限り追求するという視点も重要だと気づかされました。これらのことは、世帯全体の支援方針にも活かせ、とても有益なものとなっています。一方で、さきほど、権利擁護連携支援センターからの報告でもあつたとおり、市長申立以外のケースが少ないことや専門職後見と法人後見の受任のバランスをどうとっていくかはまだ課題かと感じています。当課からの報告は以上となります。

【佐久間会長】

ありがとうございました。

ここまでの報告で委員の方々、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

【白濱委員】

資料①の3番の研修会講演会の実績等のところについてですが、9月に行われたコミュニティーFMのラジオでの周知についてです。私は聞いていましたが、非常にわかりやすく、間に曲とかも流れていました。一般的に市民にはちょっと受け入れが難しいようなタイトルですけど、すごく有益で、聞きやすくラジオを通して周知をされていたと思います。別件でFMふくろうに出演した際に、リスナーはどれくらいいるのですかと伺ったところ、どこかのアリーナがいっぱいになるぐらいのリスナーがいると言われました。周知としては効果があったのではないかと感じています。

資料②のところにはケアマネジャーの相談件数が出ていますが、私も主任ケアマネジャーなのでその観点からお話させていただきます。資料②の相談者の内訳のところでは家族26件、ケアマネジャー21件、本人18件というところですが、事業者協議会とやちよケアマネネットワークではまだ権利擁護に対する研修会はないですが、今年度、地域包括支援センターがやっている研修や在宅医療連携のところが主催した研修会にケアマネジャーが参加して、いろいろ情報を得ているので、相談件数も上がっているのかと思います。本人や家族ができることを私達が代わりにやって、相談に乗ってあげたりすることで、本人や家族を乗り越えてやってしまうことは自立の障害になってしまいます。基本的には本人・家族にやれる能力がある場合は、ぜひ1度相談してみたらと窓口を紹介しているケースもあると思います。もしかしたらこの家族26件、本人18件の中にはケアマネジャーから聞いたという方も含まれているのではないかと、いたらいいなというのをこの報告を受けて感じたところです。以上です。

【佐久間会長】

ありがとうございました。ご意見ご感想でも構わないと思います。今のお話で、ラジオでの周知は珍しく、私もあまり他の地区でもやっていると聞いたことがありませんが、効果がありそうなので、非常に興味深いやり方かと確かに思いました。

【内田委員】

資料②の方で地域包括からのご相談18件、うちの方に寄せていただいているというお話がありました。うちは1年間大体150件ぐらいのご相談をいただいていますので、1割以上が八千代市の包括からお話いただいているということになり、少し多いなと感じました。八千代市は大きな団地を抱えているという特色がありまして、他のところとちょっと違うところはあるかと感じております。成年後見制度は社会制度の1つですので、社会の現状の波をもろに受けてそれがあらわれてくるものだと、日々感じております。

簡単に状況を申し上げますと、ある団地に高齢のご夫婦が暮らしていました。奥さんの方は重度の認知症で日常の生活を全部ご主人が支えていました。ある日玄関の新聞がたまっている状態で、ちょっと危ないのではないかとというので警察に来てもらって中を開けたら、ご主人の方は既に亡くなっていました。奥様の方はぎりぎり助かって、病院に運び込まれて命を取り留めた状態で、後見のご相談を病院の方からいただいたというのがありました。後見人として就任した後、やらなくてはいけないことが幾つもあるというところで、後見人の負担がすごく増えていて、そういう案件も増えてきています。

最近ですと、アパートとか団地にご夫婦で暮らしていて、お金を渡してもすぐ使ってしまう、2人とももう在宅は無理だとケアマネ・ヘルパーが話していて、どうしようというような状況でご相談をいただきました。そういうときに後見でお願いしますと言われても、やはり後見人だけでその状況は支えきれません。後見人の方がつぶれてしまいます。そういうところは、関係機関の方たちのご協力で、しかるべき施設や病院などに繋いでいただければ、我々も幾らでもやれるという状況は作れるのですが、もう在宅が限界だという方々を、支えていくというのは幾ら後見人として、実際問題として難しいという現状があります。最近このような相談が増えていきますので、皆様のご理解とご協力をいただければと思います。以上

です。

【高橋委員】

資料1の八千代市権利擁護連携センター中核機関の取り組みの7番の日常生活自立支援事業の運営状況についてです。ちょっとシンプルな質問ですけど、日常生活自立支援事業というのは具体的に、どんな感じのことをしているのでしょうか。

【河島委員】

簡単に言うと、まず基本サービスである福祉サービス利用援助事業です。関係機関や市役所からの手紙等の内容の理解が難しい場合の郵便物の確認と手続きのサポートです。もう1つが金銭管理、日々の生活費の管理です。必要最低限の固定経費、水道光熱費、あと税金関係、そういったところを差し引いて、「あなたが自由に使えるお金はこのぐらいですよ」とか、そういった金銭面の計画表を作成します。他には定期預金などの普段使わない財産関係を保全するというサービスがあります。我々は銀行の貸金庫を契約しているので、そこで保管するという基本的にすべて有料のサービスです。いわゆる後見類型から言うと、保佐レベルぐらいまでをカバーするような、そのような内容になっています。

【佐久間会長】

次の議題にうつります。議題2市の成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

【福祉総合相談課 品川主査】

資料4の計画の素案をお手元にご用意ください。昨年、基本計画への意見をいただき、ありがとうございました。12月下旬から昨日までの期間でパブリックコメントを実施したところでございます。大枠につきましては、11月に書面で送付させていただいた素案から大きな修正はありませんが、ご意見いただいた部分としましては、文言や表現でわかりにくかった部分の修正をさせていただき、市としての分析した内容について、そこは違うのではないかとといった意見などを頂戴し、計画に反映させております。また、パブリックコメントでの市民からの意見としましては、まだまとめられていませんが、ほとんどありませんでした。今後、事務局内で内容を精査のうえ、3月末に完成といった形を目指しているところでございます。

この計画につきましては、5年計画となっておりますが、3年目の令和9年度を目安に中間評価を行う予定となっております。国の現在の利用促進基本計画の最終年度が令和8年度になっており、次の第3期計画において、後見人の変更であったり、報酬のことであったりともう少し利用しやすくなるのかなと思っており、それも市の計画に反映させていくことになろうかと思っております。この協議会の中でも適時、共有が図り、ご意見をいただければと思っています。

また、ご存じの方も多いかもかもしれませんが、国も令和4年度から「持続可能な権利擁護支援モデル事業」というものを始めております。モデル事業に取り組んでいる自治体はそれほど多くないのですが、身寄りのない方に対して、成年後見制度などを利用する前段階として、他の自治体では社協や介護事業所などで簡易な金銭管理をできる取組も始まっております。今すぐに当市で行なっていくのは難しいかもしれませんが、こういったことも踏まえて市の施策も検討していければと思っています。

【佐久間会長】

市の利用促進基本計画に関する報告は以上となりますが、委員の皆様、なにかご質問やご意見がございましたか。特にございませんか。（意見なし）

では次の議題にうつります。議題3の令和7年度の実施予定事業等について、事務局より

説明をお願いします。

【福祉総合相談課 品川主査】

特に資料等はありませんので、口頭で説明させていただきます。議題1で権利擁護連携支援センターからも報告がありましたが、今年度との事業の変更点としましては2点予定しております。

まず1点目になりますが、市民後見人の養成に関することになります。当市では過去2回、養成講座を開催しておりますが、先ほどの報告でもありましたが、市民後見人の数がなかなか増えていかない現状がございます。第2期については週末開催やインターネットで受講可能としましたが、受講者は数名でした。その他、実際に活動するには業務・役割が重いことや前期高齢者の応募が主で、養成のサイクルも検討していかなければならないことから、来年度は少しハードルを下げる形で、権利擁護サポーターの養成を行いたいと考えております。これまでの市民後見人養成の基礎研修よりも簡単な内容として、権利擁護に関心のある方が受けやすくして、間口を広げて、少しでも権利擁護支援を知ってってもらう形にシフトしようと考えております。市民後見人、後見支援員のほか、日常生活自立支援事業の支援員などともうまく絡ませて開催できればと思っております。

もう1点については、ケース検討会に関連することになりますが、先ほどの報告のとおり、現在の当市での市長申立や困難ケースの相談件数などから、隔月での開催となっております。件数としてはそれでちょうどよいのですが、やはり急を要するケースや早めに専門的助言をもらいたいケースもあり、このペースでの開催だけではスムーズな支援に繋がらないこともあります。そのため、ケース検討会がない月には、権利擁護に関する弁護士による専門相談を出来るようにしたいと考えています。今のところ専門職からも市民からも相談を受けてもらう形を考えております。

【佐久間会長】

来年度の事業等に関する報告は以上となりますが、委員の皆様、なにかご質問やご意見がございますか。

【事務局 品川主査】

ケース検討会はこれまで7月、9月、11月に開催しています。私どもは先ほど感じたことをお話させていただいたのですが、検討会にご出席いただいている高橋先生、市川先生から簡単に構わないので感想とかありましたら、いただければと思います。

【高橋委員】

ケース検討会に参加してみて、私はすごく有意義なものだと思いました。自分自身がいろいろ勉強になる部分とその対策を各方面から話してもらって、それ自体が私自身にも相当多く勉強になっています。ただ、実際にケースとして挙げた案件がその後になんてなっているのかというのを知る機会がないので、難しい部分もあると思いますが、もし情報として教えていただけたらちょっと嬉しいかなと思います。

【市川委員】

ケース検討会に出て、確かに勉強させていただいているなということもありますし、また行政の皆さんが申し立てをするときにこれだけ苦労されているということが見えてよかったなと思うこともありました。このケース検討会がなかった頃は、私が実際に行政の方からの申し立てで受任をして「あと後見人さんよろしくお願いします。」とスパッと切られてしまったことが、過去何回かあったのですが、この検討会を継続すると、申し立ての担当の方と直接話ができるので、もちろん私が受任するわけではないけれど、今までのような「お願いします。」とスパッと切られるというようなことはなくなるのかなと思います。行政の方

やないと手に入らない情報というものがいっぱいありますので、そういうところが情報を流してしまうと、それはいけないことも多いだろうと思うのですが、情報を得る方法すらわからないような場合もあるので、「こういうふうにするとその情報が入るのではないかと思います。」とかこの場で検討すると、お互いの立場の相互理解になると思います。

検討会があることで、私達のところに繋がって、私がコーディネートをさせていただいて誰かに繋げるといったときにも、引き受けてくださった方が最初の糸口を見つけやすくなるのは、検討会があるからだなと思っています。

八千代市だけではないですけど、私自身も他の市町村の後見を引き受けています。ケース検討会は続けていただいている、ただ、2ヶ月待ってられないというケースもあるだろうと思います。実際にコーディネートするときに、コーディネートする相手の方に申し訳ありませんが、これは看取り案件です、急がないと亡くなってしまいますというような案件があったりします。行政の方もすごく忙しい中、頑張って申し立てまで進めたのだらうなというのもあるので、これを看取り案件だと思ってコーディネーターも、1週間、2週間で受けてくださる方を探します。それで、看取り案件というのはそれから大変だろうなと思います。初回報告をした途端に亡くなったというような話も時々聞きますので。2か月ごとのケース検討会だけでは対応が難しいというのであれば、アドバイザーの弁護士の先生に相談して、先に話で進めていくというのも1つの方法なのかなと思います。

とにかくケースによっては、ゆっくりでも大丈夫だというケースもあれば、本当に高齢者でもう食事がとれなくなっている状態であるような方の場合は、本当に時間が問題だということがいっぱいあるだろうと思います。そういうような時は、私達も一生懸命頑張りますので、早めに進めていただいているのではないかなと思います。その方の人生を考えれば、それがいいのかなと思うことも多いです。弁護士の先生に先にお話してというような形も私は賛成です。それで本人にとって、少しでもよくなるのであればいいと思います。

【佐久間会長】

ありがとうございました。今年から八千代市は始めたばかりですけども、私の感想を言わせていただきます。もともと八千代市が中核機関を設置する前から関わらせてもらっていて、私は少し厳しく、口酸っぱく早く設置した方がいいと言わせてもらっていたので、もしかしたら現場では押し付けみたいに思われているかなと思ったのですけれど、今聞いていると実際に作って良かったと思っていただけているようですので、良かったかなと思っています。

多少、手間暇がかかっているかもしれないですけど、そこで手をかけた分、後が楽になればいいかなと。まだ半年ぐらいなので、今度またよりよく改善していけばいいのかなと思います。感想でした。

最後の議題になりますが、各団体から他の委員の皆さんに対する情報提供やイベントの告知などございましたら、ご報告いただければと思います。幅広く周知を図りたいのであれば、この後の交流会でもできると思いますが、なにかあるでしょうか。

【河島委員】

先ほど社会福祉協議会のラジオのご感想ありがとうございました。昨年7月からこの放送をライブで始めています。職員がパーソナリティ、場合によってはゲストをお呼びして、その方とともに情報を市民の皆さんへ提供しています。現段階で、来年度も継続ということが決まっていますので、権利擁護に関する、もちろん権利擁護連携支援センターのことも、周知をしていこうと考えています。

今日は各団体の代表として皆さんが出席されていますから、もし皆さんがよろしければ、そういった団体から周知がしたいとかの要望があれば、遠慮なく申し出てください。また、こちらからご出演をお願いすることがあるかもしれません。ちなみにFMふくろう85.8

MHz なのですが、火曜と木曜の午後 2 時から 3 時の 1 時間番組です。前もって、原稿を作成してお届けする場合と、ほぼほぼフリートークという場合があります。平日の 2 時から 3 時なので、リスナーの方も現役世代の方だとなかなか難しいです。逆にそういった時間があるというか、ご自宅にいる方については、聞いていただける時間にもなっているのかなとは思いますが。FMふくろうで、みんなのラジオというタイトルで、検索していただければ、スマートフォンでも聞いていただくことができますので、そっちの方が鮮明に聞こえるかもしれません。ぜひ聞いていただいて、参加したいというお申し出をぜひお待ちしております。以上です。

【佐久間会長】

ありがとうございました。それでは本日の協議事項は以上となります。事務局から事務連絡はございますか。

【福祉総合相談課 春田課長】

本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。この協議会は来年度も年 2 回開催する予定となっております。委嘱期間は令和 9 年までとなっておりますが、もし年度替わりで委員に変更が生じる場合には事務局までお声がけください。

また、この後、15 時より交流会がございます。様々な団体にご出席いただいております、幅広い交流が図れればと思っております。委員の皆様におかれましては、第 1 回の協議会の内容と重複するところもございますが、ご了解いただければと思っております。交流会での八千代市の現状等の報告は、協議会資料④を使用します。また、各団体からの配付資料についてですが、協議会委員の皆さんには第 1 回の協議会の時にお配りしたものと同一ものについては、基本的には配付いたしませんので、ご了承ください。

事務局からは以上となります。

【佐久間会長】

それでは本日の協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。